

第16回大牟田市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月10日（木） 午前9時30分から午前10時15分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館4階 第1委員会室

3. 出席委員（8名）

会長 古賀 正廣
会長代理 石橋 祐一
3番委員 中島 照章
4番委員 梅野 節子
5番委員 鳥越 孝広
6番委員 内野 和幸
7番委員 境 タヅ代
9番委員 池端 祥久

4. 欠席委員（1名）

8番委員 松山 規子

5. 議事日程

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による通知について

報告第2号 農地法第18条の規定による許可申請について

報告第3号 非農地証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 松尾 健一
次長 野田 稔雄
職員 堀江 陽子
職員 福浦 忠紀

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第16回農業委員会総会を開催いたします。

大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、9番委員と2番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思いますので、よろしくお願いします。

各委員 はい。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 このことについては、4件の申請がございます。

なお、1番案件は6番委員に関するものですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により議事参与ができないため、その際は退席をお願いします。

それでは、2番から4番案件までを事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。

2番案件は、○○さんが耕作者不在の農地を相続をされましたら、隣接耕作をする○○さんに一筆の売買がまとまったものでございます。

3番は、○○さんが土地処分のため探されていたところ、ご親戚関係にある○○さんに贈与で譲られるものでございます。田については隣を所有されております。また、極小地の畠についてはお地蔵さんが祀られており、残りは花栽培をされる予定でございます。同時に解約がでており、4ページの7番にございます。

4番案件は、新規就農として農地取得でございます。受人の○○さんは、○○町にお住まいですが、この度、○○さんの空家を購入され道路脇に付随する畠を取得されるものでございます。当初は宅地としての購入も検討されましたが、農用地指定（青地）であること、宅地が1000m²程あり、転用する必要性の理由が立たないことから断念され、農地のままで取得となったものでございます。

農地の所有であるため共同作業等については、共同作業等があることで地域に

溶け込むためにもありがたいとの意向であり、田舎暮らしに理解いただいているようでございます。そして、新規就農になりますので営農計画書を作成いただいております。

いずれも各項目に該当せず、許可基準を満たしていると思われます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。
次に地区担当委員の意見に入ります。
2番は4番委員ですのでお願ひいたします。

4番委員 はい。○○さんは家の周りの農地を耕作されており、きちんと管理されておりますし、取得農地も隣なので耕作されると思われますので何ら問題は無いと思います。

議長 ありがとうございました。
続きまして3番は5番委員からお願ひいたします。

5番委員 はい。3番は親戚同士で分けたものが元に戻るということで、管理されるということですので何ら問題はないと思います。畠の方は、本当に小さくてお地蔵さんがある土地なので公園前ということで本当に花を植えるのが一番良いと思いましたし、管理していくということなので何ら問題ありません。

議長 ありがとうございました。
続いて4番は、私ですので意見を述べます。

議長 この場所は先代が自宅前にパイプハウスを建て熱心に野菜を作つておられた場所です。農業に興味があられる方には正にマッチングするのではないかと思います。せっかく○○町から移住されるということですので、地区委員と一緒に見守つて支援していきたいと考えております。
住所地は○○町となっていますが引っ越しされるということで事務局よろしかったでしょうか。

事務局 説明がもれており失礼いたしました。
現在住所地は○○ですが、住まいは農地隣の宅地に引っ越し予定です。通つてではなく大牟田に住んでの営農計画書でありましたので、その確実性のものを何か提出をお願いしたところ、宅地の売買契約書をご提出いただいており、すでに契約済みでございます。以上です。

議長 4番案件については、以上で問題ないと思います。

議長 2番から4番案件までの意見を伺いましたが、皆さんからご意見ご質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので採決に入ります。

2番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成で2番案件は許可することに決定します。

議長 続いて3番案件について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成で3番案件は許可することに決定します。

議長 続いて4番案件について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成で4番案件は許可することに決定します。

議長 続きまして1番案件に入りますので、先ほど述べましたとおり議事参与できないことから6番委員は退室をお願いします。

－6番委員退室－

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。1番案件は、所有者の○○さんが土地処分のため、北隣りを耕作する6番委員との売買がまとまったものでございます。

審議の程よろしくお願いいたします。

議長 それでは地区委員の意見に入ります。

担当は8番委員ですが、お休みされるということで事務局で意見を預かっているようですので事務局から報告をお願いします。

事務局 はい。8番委員の意見を代読します。

1番案件は、隣りを耕作する6番委員との売買がまとまったもので、6番委員は地域の担い手で認定農業者でもありますので問題ないと思います。以上です。

議長 それでは審議に入れます。みなさんからご意見、ご質問はございませんか。

(発言者なし)

それでは、採決に入ります。

1番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成で1番案件は許可することに決定します。

では入室をお願いします。

－6番委員着席－

6番委員の案件は許可に決定しました。

次の

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第2号については、3件の申請があつております。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。

1番は、隣接地耕作者の○○さんへ貸借がまとまつたものでございます。

2番は、渡人である○○さんが土地処分のため売買事業により推進機構が取得するものでございます。

3番も同じく○○さんの農地を売買事業のため、推進機構へ移転するものでございます。ご審議の程よろしくお願いします。

議長 事務局説明が終わりました。審議に入ります。
何かご質問なり、ご意見はございませんでしょうか。
(発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 それでは、審議を終わり採決に入ります。
この議案第2号は、一括採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは一括採決といたします。
議案第2号を許可することに賛成の方は挙手を求めます。
(全員賛成)
全員賛成で議案第2号は許可すること決定します。
次に報告に入ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

議長 それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。すでに月極駐車場地の一部となっている土地で顛末書付きの転用申請でございます。以上です。

議長 何かご質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので報告第1号を終わります。次に、

報告第2号 農地法第18条の規定による許可申請について

議長 それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。1番から3番までは、解約が先に提出されたもので、全て利用権での長期再設定の予定でございます。

4番は売買事業のための解約でございます。

5番6番は耕作者変更のための解約でございます。

7番は、3条申請のための解約でございます。

このため、耕作者が決まっていない農地はございません。以上です。

議長 何かご質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので報告第2号を終わります。次に、

報告第3号 非農地証明について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。全て登記地目整理が目的でございます。

1番から5番までは、市街化区域の土地で自動車解体業の土地の登記地目整理のため名義が共有により件数が多くなっているものでございます。

6番は調整区域の土地で車庫並びに宅地の入口門扉部分の地目整理でございます。以上です。

議長 説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので、報告第3号を終わります。

議長 これをもちまして第16回総会を終了いたします。

閉会

以上